

令和3年度第1回環境審議会 議事録

招集の期日	令和3年8月2日（月）	
開催の場所	さいたま共済会館602（第2ホール） （さいたま市内）	
開閉の日時	開 会	8月2日 午後1時30分
	閉 会	8月2日 午後3時26分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1	開 会	
2	あいさつ	
3	議 事	次期環境基本計画の策定について（諮問事項）
4	閉 会	

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 20人

浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
磐田 朋子	芝浦工業大学 准教授
四ノ宮 美保	埼玉県立大学 准教授
鈴木 裕一	立正大学 名誉教授
袖野 玲子	芝浦工業大学 教授
三浦 和彦	東京理科大学 嘱託教授
横田 樹広	東京都市大学 准教授
藤川 久之	埼玉県弁護士会 弁護士
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会 副会長
小島 直子	(公財) 埼玉県生態系保護協会 普及広報部上席主任
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会 専務理事
佐藤 久仁恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事
梶田 吉久	(一社) 埼玉県猟友会 副会長理事
吉良 英敏	埼玉県議会議員
新井 豪	埼玉県議会議員
権守 幸男	埼玉県議会議員
木津 雅晟	三郷市長
田口 義明	一般公募
町田 由徳	一般公募

第1回 埼玉県環境審議会

令和3年8月2日（月）

午後 1時30分開会

○司会（赤松） 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。席次表を御覧ください。会場にいらっしゃる三浦会長、浅見副会長におかれましては、それぞれウェブカメラつきのPCを配付しております。会場という名称になっている映像は、席次表中のカメラと書かれているところからの映像で、県側が映っております。ハウリング防止のため、三浦会長、浅見副会長のPCは音声をオフにし、会場のマイクで拾うことにしています。リモート出席の皆様がスピーカービューにしている場合、三浦会長、浅見副会長が映りません。つきましては、リモートで参加している皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨いたします。

では、最初に資料を確認させていただきます。議事資料及び参考資料につきましては、事前にメールでお送りさせていただきました。議事資料は、資料1、環境基本計画小委員会報告、資料2、次期（第5次）環境基本計画素案の概要、資料3、次期環境基本計画素案、以上3点でございます。参考資料は、参考資料1、次期環境基本計画における指標についての1点でございます。

また、これらの資料とは別に、次第、席次表、第14期埼玉県環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りしております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、ここで資料の修正をさせていただきます。資料1の3、審議経過、（2）のタイトルが「令和3年1月27日 第1回小委員会」となっておりますが、正しくは「令和3年1月29日」でございました。「27日」を「29日」のほうに修正をお願いいたします。修正点は以上でございます。

では、ここで次第を御覧ください。本日は、環境基本計画小委員会からの報告を基に、次期環境基本計画について御審議いただきます。次第下部の参考に今後の策定スケジュールを記載しております。予定では、来月9月中旬、第2回環境審議会で本日の議論を踏まえて修正した県民コメント案を御審議いただき、10月から11月まで県民コメントを実施、11月の第3回環境審議会で答申をいただき、令和4年2月に県議会に議案提出させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

リモートの方におかれましては、会議中音声が聞こえにくいなどお困りのことがありましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと思います。

それでは、今年度新しく委員の改選がございましたので、新規委員につきまして、委員名簿の順に御紹介をさせていただきます。

埼玉県女性薬剤師会の鮎澤道代様でございます。

埼玉県商工会議所女性会連合会の佐藤久仁恵様でございます。

埼玉県議会議員、吉良英敏様でございます。

埼玉県議会議員、新井豪様でございます。

埼玉県議会議員、権守幸男様でございます。

以上5名が新規委員でございます。

それでは、ここで環境部長の小池から御挨拶を申し上げます。

○小池環境部長 皆様、こんにちは。環境部長の小池でございます。本日は環境審議会ということで、大変委員の皆様方にはお忙しい中、リモートもしくはこちらに直接御参加いただくということで、本当にありがとうございます。委員の皆様方には、この環境審議会での御指導はもとより、それぞれの立場におきまして環境行政全般にわたる御理解、御協力、また御指導いただいておりますことに、この場を借りましてお礼申し上げます。

この環境審議会でございますが、知事の諮問に応じまして環境に関する基本的事項を審査、調査いただく知事の諮問機関となっております。本日につきましては、先ほど司会のほうからもございましたが、次期環境基本計画の策定についての御審議をいただければと存じます。

この環境基本計画でございますが、長期的な目標を見据えながら、カーボンニュートラルの実現ですとかSDGs等、昨今の環境問題、社会経済情勢の変化に応じた、これから5年間に取り組むべき施策をまとめました県の基本的な環境施策の指針となるものでございます。

今回、お示しさせていただきます案でございますが、昨年9月にこの環境審議会に設置させていただきました小委員会、浅見先生に小委員会の委員長を務めていただきまして、3回にわたる詳細な御議論をいただいたものを案として示させていただいております。本当に小委員会のメンバーの皆様方には、お忙しい中、御指導、御審議いただきましてありがとうございます。

これを基といたしますけれども、また委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきまして、いい計画となりますよう御支援、御指導いただければと思います。どうか実りの多い審議会となりますこと、忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） ありがとうございます。

続きまして、県の幹部職員を紹介させていただきます。

ただいま御挨拶申し上げました環境部長の小池でございます。

○小池環境部長 よろしくお願いたします。

○司会（赤松） 環境部副部長の石井でございます。

○石井環境部副部長 よろしくお願いたします。

○司会（赤松） 環境部環境未来局長の末柄でございます。

○末柄環境未来局長 よろしくお願いたします。

○司会（赤松） 参事兼エネルギー環境課長の石塚でございます。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 よろしくお願いたします。

○司会（赤松） 環境政策課長の大山でございます。

- 大山環境政策課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 温暖化対策課長の深野でございます。
- 深野温暖化対策課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 大気環境課長の宮原でございます。
- 宮原大気環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 水環境課長の山井でございます。
- 山井水環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 産業廃棄物指導課長の堀口でございます。
- 堀口産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 資源循環推進課長の佐々木でございます。
- 佐々木資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） みどり自然課長の河原塚でございます。
- 河原塚みどり自然課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 次に、関係各課所職員としまして、環境科学国際センター研究企画室長の嶋田でございます。
- 嶋田環境科学国際センター研究企画室長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 農林部森づくり課の主幹、森田でございます。
- 森田森づくり課主幹 よろしくお願ひいたします。
- 司会（赤松） 以上でございます。

それでは、ここで発言の方法について説明いたします。会場出席、リモート出席の方ともに、発言の際はまず挙手をしていただくようお願いいたします。指名されましたら、会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押し解除してください。

リモート出席の方は、発言される方のみ音声をオンにし、発言しないときは音声を常時オフにしておいてください。接続の安定性を確保するため、御協力をお願いいたします。

本日の会議は、委員20名全てが御出席となっております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦会長 御紹介ありがとうございます。会長を仰せつかっております東京理科大学の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、次期環境基本計画の策定についてということですので、活発な御議論、それから忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

それでは、まず初めに温泉部会委員の指名をさせていただきます。

環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。このたび御退任されました佐野委員、萩野委員、橋詰委員は、審議会委員に加え、温泉部会委員も兼ねていただいております。つきましては、皆様の御専門分野や御経歴などを勘案しまして、3名の御後任であります鮎澤委員、佐藤委員、権守委員を温泉部会委員として御指名をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

温泉部会の委員におかれましては、環境審議会委員との両方兼ねていただくことになり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。異議なしの声をいただきました。

それでは、会議の公開を認めます。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会(赤松) 本日の傍聴者は1名いらっしゃいます。

○三浦会長 それでは、傍聴者に中に入ってもらってください。

(傍聴者入場)

○三浦会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

磐田委員、町田委員をお願いします。

(「よろしく願います」の声あり)

○三浦会長 よろしく願います。

それでは、次第に従い、3、議事に入ります。

本日の議題は、諮問事項である次期環境基本計画の策定についてです。令和2年9月の審議会において環境基本計画の策定について審議するため、環境基本計画小委員会の設置について議決がされました。その後、私が指名した委員による小委員会が開催され、そこで次期環境基本計画について審議がなされました。

本日は、小委員会の委員長の浅見委員及び審議会事務局の環境政策課長から、審議の結果の御報告をいただきます。

それでは、浅見委員、お願いします。

○浅見副会長 ありがとうございます。小委員長の委員長をさせていただきました浅見でございます。当小委員会は、埼玉県環境審議会から付託されました次期環境基本計画の策定について審議を行ってきたので、報告させていただきます。

当委員会の委員は、小委員会委員名簿にあります8名で、審議事項につきましては、次期埼玉県環境基本計画の策定についてということで行いました。審議経過のとおり、昨年9月10日の環境審議会部会として小委員会を設置いたしまして、調査審議をした後、その報告を受け、環境審議会調査審議をすることが決定いたしました。令和2年12月2日に第2回の環境審議会におきまして、会

長が小委員会委員を指名され、これまで3回小委員会が開催されました。

令和3年1月29日の第1回小委員会では、計画策定の趣旨及び背景、長期的な目標、施策展開の基本的な考え方、実施施策の体系など、次期環境基本計画の全体像及び枠組みを中心に審議を行っております。資料、ありがとうございます。

質疑といたしまして、施策展開の基本的な考え方を次期環境基本計画の中にどう位置づけるのか、環境、経済、社会の統合的向上を目指すSDGsの観点を、本県をめぐる現状、長期的な目標や施策展開の基本的な考え方にどのように盛り込んでいくのか、2050年の脱炭素の姿を見据えた上で、今後の施策をどのように考えていくべきか等の議論がございました。

その後、令和3年3月24日の第2回小委員会では、長期的な目標や施策展開の考え方、方向に加えまして、9つの施策の方向ごとに、将来、今後の施策及び取組、施策指標についても審議を行って、5月上旬にはメールでも意見集約を行ってまいりました。

質疑といたしましては、目標の分かりやすさですとか説明の分かりやすさ、また施策の方向のタイトルについて施策内容を反映させていくということですか、取組内容について、カーボンニュートラル等の今後の動向や現状を踏まえて記載すべきというような意見がございました。

また、緑、生物多様性、水環境の保全については、相互に関係しているのので、森林や里山、都市ごとの地域特性を踏まえて、何に取り組むのかということに記載すべきではないか。また、取組については、より分かりやすくというような御指摘もございました。

また、施策の指標については、再生可能エネルギーや生物多様性の保全に係る施策指標を追加すべきということですか、石綿に関する施策指標の指標内容の見直しをすべきというような御指摘もございました。

その後、6月2日の第3回小委員会では、施策の方向ごとに取組及び施策指標を中心に審議を行いまして、指標についてはアウトカム指標を、遠い目標だけではなくて、インプット、アウトプット指標、より具体的なフォローアップができる指標を入れるべきではないかというような御指摘ですとか、脱炭素化の動きが非常に早く、政府のほうでも世界的に大きな動きがございますので、目標値をよりの確に設定すべきではないかといった御意見がございました。

また、資源の有効利用や廃棄物の適正処理については、新規施策に対応した施策目標を設定すべきということと、取組内容については、太陽光発電等をめぐる現状を踏まえて見直すべきというような御意見がございました。事務的な検討を重ねる中で、9つの施策目標を8つに統合して提案することではどうかということになりまして、今回は8つの状態で御提案をさせていただいていると思います。

以上の審議結果を経て現在の素案がまとまりまして、先生方から非常に活発な御意見をいただきまして、前向きにぜひ環境をよくすることを目標に、分かりやすく説明をしていこうということでいろいろな御意見をいただきましたので、そのような案となっているのではないかと思います。

内容の説明につきましては、事務局のほうにお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大山環境政策課長 環境政策課長の大山でございます。私のほうからは、次期環境基本計画素案に

つきまして説明させていただきます。恐れ入ります。着座にて説明させていただきます。

恐れ入ります。資料の2でございますけれども、次期（第5次）環境基本計画素案の概要を御覧ください。まず初めに、次期計画の策定のポイントでございます。1つ目のポイントでございますけれども、上位計画であります県5か年計画との整合を図るとともに、スピードを増している時代の変化に対応するため、計画期間を10年間から5年間に変更いたします。

2つ目のポイントでございますけれども、カーボンニュートラル、プラスチックごみ問題、食品ロスの削減、環境・経済・社会の統合的向上を目指すSDGs等、昨今の環境や社会経済情勢等の変化に対応した内容といたします。

続きまして、2の主な変更点でございます。（1）、長期的な目標ですが、目指す姿を大きくくりし、方向性を簡潔に示すため、21世紀半ばを展望した長期的な目標を現計画の5つから、次期計画では3つに集約いたします。

1つ目の長期的な目標、温室効果ガス排出を実質ゼロとする脱炭素化社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくりにつきましては、カーボンニュートラルの動きを踏まえ、「低炭素社会」から「脱炭素社会」に表現を変更するとともに、持続可能な社会の構築に向け、エネルギーと資源の有効利用は両輪となることから、現計画の長期的な目標であります1の低炭素社会づくりと2の循環型社会づくりを併せ、1つの目標としております。

2つ目の長期的な目標、安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくりにつきましては、地域の環境が人間にとって安心、安全で生活できるものとなっていることが、多様な生物がすみことができる環境の前提であり、目指す方向性が同じであることから、現計画の3、自然共生社会づくりと、4、環境保全型社会づくりを併せ、1つの目標としております。

3つ目の長期的な目標、あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくりにつきましては、現計画の5、協働社会づくりに対応しております。環境・経済・社会の課題の統合的な解決を目指すSDGsの考え方を踏まえ、これまでの協働社会づくりよりも産業、地域づくりをより意識したものとしております。

続きまして、（2）の施策展開の基本的な考え方でございます。次期計画では、環境施策の展開においては、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという観点を強く意識し、以下の6点を施策展開の基本的な考え方といたします。

1の様々な環境問題の統合的解決につきましては、気候変動、資源循環、生物多様性などそれぞれの分野ごとに個々の環境問題の解決に取り組むことはもとより、廃棄物の削減は処理の過程で発生する温室効果ガス排出量の削減にもつながることなどから、複数の環境問題を統合的に解決するという視点で環境施策を展開しようとするものでございます。

2の環境・経済・社会の諸課題の同時解決は、SDGsの理念に沿って、経済、社会、環境に関わる諸課題の解決に向けて統合的に取り組み、環境と経済の好循環などにつなげていこうとするものでございます。

3の地域社会の持続可能正の向上は、人口減少や少子高齢化の影響を見極め、ごみ出しの支援を高年齢者の見守りにつなげるなど、人々の暮らしを支える地域社会の持続可能を向上させるという視点も

併せて、環境施策を展開していこうというものでございます。

4の地球規模の影響を意識した地域からの行動は、国内での日常生活や企業活動が地球規模の環境問題の原因の一つとなっていることから、我々の生活や行動が世界的にも影響を与えていることを十分認識し、地域から行動していこうというものです。

5の先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革は、IoTなどの先進的なデジタル技術を活用するとともに、脱炭素化を経営に取り込む企業の増加やテレワークの広がりなど、企業や人々の意識や行動の変化を的確に捉え、人々や企業がより環境に配慮した方向に進むよう働きかけていこうというものです。

6の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応は、新型コロナウイルス感染症への対応としてテレワークの急拡大といった感染症対策が環境対策にもなる一方で、換気を伴う空調による負荷の増加など、環境への負荷が増大するといった面もあるなど、両面があることを踏まえ、感染症対策と環境対策の両立を図っていこうというものでございます。

続きまして、(3)、施策の方向でございます。施策の方向につきましても、こちらの表に記載してあるとおり、第4次の現計画におきまして、1の新たにエネルギー社会の構築から20の環境科学・技術の振興と国際協力の推進まで20あったものを、方向性を簡潔に示すため、第5次計画では1の気候変動対策の推進から8の地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりまで、8つに集約しております。

恐れ入ります。ここで、資料を替えまして、資料の3を御覧いただきたいと思っております。資料の3の12ページを御覧ください。12ページでございますけれども、こちらが次期計画の全体像となっております。脱炭素社会、循環型社会づくりなど、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標の実現に向け、その下の1、様々な環境問題の統合的解決など、6つの施策展開の基本的な考え方を基にいたしまして、一番下でございます1の気候変動対策の推進など、8つの施策の方向ごとに施策を実施していくことを表しております。また、施策の方向ごとに関連するSDGsの目標をアイコンで示しております。

続きまして、実施施策の概要について説明させていただきます。同じく資料の3の13ページを御覧ください。初めに、施策の方向の1、気候変動対策の推進でございます。(1)、現状と課題でございますが、本県の温室効果ガス排出量は、2018年度で2013年度比12.1%減となっておりますが、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とした地球温暖化対策推進法の改正によりまして、より一層の削減が求められる状況となっております。

本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは限定的である中、これまでのエネルギー供給体制をさらに変えていかなければなりません。また、災害の激甚化などにより、有事の際のエネルギー供給の途絶が長期化するおそれも高まっております。

そこで、(2)、長期的な目標に向けた方向性といたしまして、脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現に向け、産業、業務、家庭、運輸の各部門や様々な分野で省エネルギー化が進んでいることなどを目指します。

(3)の今後の施策と主な取組といたしましては、各部門で省エネを中心とした対策として、

(i)、産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進では、エネルギー消費の大きい事業所を対象とした目標設定型排出量取引制度の推進などに、また(ii)、家庭部門におけるライフスタイルの転換では、住宅の省エネ対策の実施などに、(iii)、運輸部門における環境配慮の推進では、EV・PHVなど電動車の普及促進に取り組むことといたします。また、(iv)、CO₂以外の温室効果ガス対策と森林吸収源対策の推進として、フロン類の適正管理の指導・啓発や森林の整備などに取り組めます。(v)、再生可能エネルギーの普及拡大では、非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進などに、(vi)、エネルギーの効率的な利用の推進では、IoT技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進などに取り組めます。そして、(vii)、気候変動への適応策の推進として、既に現れている温暖化の影響に加え、長期的に避けることができない影響に対応するため、気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供などに取り組めます。

続きまして、17ページを御覧ください。施策の方向の2、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進でございます。まず、現状と課題でございますが、県内の一般廃棄物の排出量は長期的には減少傾向でございましたが、近年は下げ止まりから微増傾向であることなどについて記しております。

(2)の長期的な目標に向けた方向性といたしましては、地域社会の中で3Rが徹底され、限られた天然資源を生かし、後の世代もその恩恵を受けられるような仕組みが構築されていることなどを目指します。

(3)、今後の施策と主な取組といたしましては、資源の有効利用に向けては、(i)、リデュース、リユースの推進では、ごみを減らすライフスタイルの普及推進や食品ロス削減の促進などに、(ii)、廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進では、プラスチックを資源とした循環的利用の推進や下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進などに取り組めます。また、廃棄物の適正処理に向けては、(iii)、廃棄物の適正処理の推進では、廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施などに、(iv)、廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上では、廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成、市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進、災害廃棄物対策の推進に取り組めます。

続きまして、20ページを御覧ください。施策の方向、3、みどりの保全と創出でございます。現状と課題ですが、本県は身近に貴重な緑が存在する多様な自然環境に恵まれていますが、緑地率は年々低下しています。また、高齢化や人口減少により、管理・活用されない平地林や緑地の増加や、緑の保全や管理・創出を担うボランティアの高齢化と新たな担い手の確保などが課題となっております。長期的な目標に向けた方向性といたしましては、個人や団体、企業、行政が連携しながら貴重な緑を守るとともに、人にも生き物にも心地よい緑が創出されていることなどを目指します。

(3)の今後の施策と主な取組といたしましては、(i)、身近な緑の保全・管理では、特別緑地保全地区など地域制緑地の指定や公有地化の推進などに、(ii)、身近な緑の創出及び保全・創出の基盤づくりでは、園庭などの芝生化や、緑やSDGsに関する学習環境の整備、緑を守りつくる活動の支援と促進などに、(iii)、森林の整備・保全では、水源涵養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全、都市と山村の連携による森づくり、県産木材の利用促進・率先活用などに取り組めます。

続きまして、24ページを御覧ください。施策の方向4、生物多様性の保全でございます。現状と課題ですが、本県では、それぞれの地域で長い時間をかけて多様な生態系が形成されてきましたが、開発や人の関わりによる里地、里山の縮小、外来生物や化学物質、地球温暖化などにより、生物多様性に様々な影響が顕在化しております。

長期的な目標に向けた方向性として、県民の生物多様性への理解が深まり、自然環境保全の取組が拡大するとともに、県内各地の自然環境に応じて多様な生態系が形成され、生物多様性の保全が進んでいることを目指します。

今後の施策と主な取組といたしましては、(i)、生物多様性保全の全県展開では、埼玉県生物多様性保全戦略の推進体制整備などに、(ii)、希少野生動植物などの保護の推進では、希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施、野生動植物の継続的調査や在来種による緑化などに、(iii)、野生鳥獣の適正な保護管理では、野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止や、野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保などに、(iv)、侵略的外来生物の計画的防除では、外来生物の情報収集及び駆除やアライグマの計画的防除に取り組みます。

続きまして、26ページを御覧ください。施策の方向5、恵み豊かな川との共生と水環境の保全でございます。現状と課題ですが、本県では、県土に占める河川面積の割合が全国第2位であるという特色を生かし、水辺空間の再生、創造に取り組んでいますが、地域で川との共生に取り組む川の国応援団のメンバーの高齢化や固定化などが課題です。

長期的な目標に向けた方向性としては、埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が、県民、企業の連携の下、各地で実施継続されており、持続可能な活動を支援する仕組みが確立していることなどを目指します。

(3)の今後の施策と主な取組といたしましては、(i)、水辺空間の保全と共生では、県民・企業と連携した水辺空間の活用として、SAITAMAリバーサポーターズプロジェクトを推進していくとともに、下水道、農業集落排水などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進、浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進などに取り組みます。(ii)、公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止では、水質・土壌などの汚染の監視や、工場・事業場に対する規制遵守指導などに、(iii)、水循環の健全化と地盤環境の保全では、観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進などに取り組みます。

続きまして、29ページを御覧ください。施策の方向6、安全な大気環境や身近な生活環境の保全でございます。(1)、現状と課題ですが、PM2.5(微小粒子状物質)は平成30年度から2年連続で環境基準の達成率が100%となりました。環境基準設定項目のうち、基準を満たしていないのは光化学オキシダントだけとなっております。

(2)、長期的な目標に向けた方向性としては、PM2.5の年平均値が人の健康の保護等の上で望ましい値で安定的に継続し、石綿の飛散漏えいが未然に防止され、化学物質による環境リスクが低減され、安心して暮らせる生活環境が確保されていることなどを目指します。

(3)の今後の施策と主な取組としては、(i)、安全な大気環境の確保では、微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進、光化学スモッグによる健康被害の未然防止などに、(ii)、環境リスクの

低減では、建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進、化学物質の適正管理と災害対策の促進などに、(iii)、身近な生活環境の保全では、騒音・振動・悪臭対策の推進、公害苦情・紛争の適正な対応などに取り組みます。

続きまして、32ページを御覧ください。施策の方向7、経済との好循環と環境科学・技術の振興でございます。(1)の現状と課題でございますけれども、今後、生産年齢人口の減少が見込まれ、地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷の低減が求められる中、いかに環境と経済の好循環を確立し、県内経済の維持、向上を図っていくかが大きな課題です。

(2)、長期的な目標に向けた方向性としては、全ての産業で環境に配慮した事業活動が行われるとともに、環境と経済発展の好循環が進んでいることなどを目指します。

(3)、今後の施策と主な取組といたしましては、(i)、環境に配慮した事業活動の支援では、企業等のSDGsの取組支援、中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援などに、(ii)、環境情報の収集及び提供では、環境科学国際センターの試験研究の成果や環境情報の発信などに、(iii)、環境科学の振興と国際貢献では、産官学民と交流及び連携した共同研究の推進、海外との共同研究や技術協力などに取り組みます。

続きまして、34ページをお願いします。施策の方向8、地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりでございます。(1)、現状と課題でございますが、他県よりも速いスピードで進む高齢化、様々な社会課題、都市の課題に対応するため、コンパクトなまちづくりを進めていく必要がございます。

(2)の長期的な目標に向けた方向性としていたしましては、地域の資源を生かした取組や地域一体となった環境、景観の保全、創造の取組が進み、資源が循環し、自然と共生する地域となっていることなどを目指します。

(3)の今後の施策と主な取組といたしましては、(i)、環境と共生する持続可能な地域づくりの推進では、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進による持続可能なまちづくりの中で、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を柱として、持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組みます。また、地域資源を活用した取組の推進などに取り組みます。(ii)、環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの交流・連携では、地域の清掃活動の推進、九都県市を中心とした連携の推進などに、(iii)、環境を守り育てる人づくりでは、環境科学国際センターでの環境学習・環境保全活動の担い手の育成、ボランティアや企業と連携した環境学習の支援などに取り組みます。

続きまして、今度は施策指標について御説明いたします。資料が替わりまして、参考資料の1、次期環境基本計画の指標についてを御覧ください。こちらの資料では、左側に現計画の施策指標34個及び各指標の現状、目標達成の見込みを、右側に次期計画で予定する施策指標29個及び各指標の検討状況、目標値等を記載しております。

なお、基本計画の施策指標につきましては、県の総合計画である次期5か年計画の施策指標との整合を図っております。

まず、施策の方向1、気候変動対策の推進につきましては、次期計画では県民に分かりやすくする

ため、現計画の「温室効果ガスの排出量」を「温室効果ガスの排出量削減率」に変更するとともに、国のグリーン成長戦略における目標等を踏まえ、新車（乗用車）販売台数における電動車の割合としております。

なお、温室効果ガスの排出量削減率の令和8年度における目標値を24%以上としておりますが、これにつきましては今後予定される国の地球温暖化対策計画の改定後、本環境基本計画の期間中であり、令和4年度から8年度の間目標値を再設定する予定でございます。

次の施策の方向2、資源の有効利用と廃棄物の適切処理の推進の現計画の指標については、いずれも達成済みまたは達成見込みとなっております。一部の指標は統合を図るとともに、令和2年度に策定した第9次埼玉県廃棄物処理基本計画と整合させ、一般廃棄物の再生利用率、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量、食品ロス量、一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量及び産業廃棄物の最終処分量を次期計画の指標としております。

続きまして、施策の方向3、みどりの保全と創出のうち、身近な緑に関しましては、引き続き保全と創出に取り組む必要があることから、現行の身近な緑の創出面積及び緑の保全面積を次期計画の指標としております。また、現行計画の指標、彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数につきましては、達成済みであることから、次期計画では緑への関心をより幅広く測定できる指標、埼玉みどりのポータルサイトへの年間アクセス数としております。

森林の整備・保全に関しましては、森林ボランティア活動に参加する延べ人数については、目標を達成する見込みで、県が一定の役割を果たしたと考えられることから、現計画で終了としております。それ以外の指標のうち、森林の整備面積及び県産木材の供給量につきましては、引き続き取り組むことから、次期計画でも継続としております。

なお、作業道の延長につきましては、森林整備の作業効率向上の点から、作業道だけでなく、公道、森林管理道も加えた路網密度を次期計画の指標としております。

次の施策の方向4、生物多様性の保全では、現計画の希少野生動植物種の保護増殖箇所数は目標達成済みですが、今後も生物多様性の保全の取組が具体的に進んでいることをはかる指標として、飼育栽培が可能な条例指定種10種類ごとに1か所以上新たに増やすことを目指し、希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数としております。

また、生物多様性に関する様々な取組の推進を通じ、県民に広く生物多様性保全の重要性を認知していただく必要があることから、総括的な目標として生物多様性という言葉の意味や、その価値が認識されているかをはかる生物多様性の認知度を、次期計画の指標としております。

続きまして、施策の方向5、恵み豊かな川との共生と水環境の保全では、生活排水処理率につきましては、県生活排水処理施設整備構想で目標を掲げており、次期計画においても継続してまいります。

川の国応援団への支援件数につきましては、支援においては県が一定の役割を果たしたため、現計画で終了としました。次期計画では、自発的な活動が持続して行われるよう、県民、団体、企業の連携を県が支援していくSAITAMAリバーサポーターズプロジェクトの個人サポーター数を指標としております。

地盤沈下に関しましては、現行計画の2つの指標のうち、5年間の累積沈下量が4センチメートル

未満の地盤については、直近5年間で一定以上の状態が保たれていることから終了とし、次期計画では、1年間の地盤沈下量が2センチメートル以上の地域の面積を継続の指標としております。

水質の保全に関しては、現行計画の全国水質ワースト5河川については、各河川とも水質改善が進み、ワースト5でもBOD3ミリグラムパーリットル以下で水質が良好であるため、終了するとともに、アユが棲める水質の河川の割合も目標達成見込みであることから、終了としております。次期計画では、県内各地の河川の状況に応じた水質の改善を図っていく指標として、環境基準BODを達成した河川の割合としております。

続きまして、施策の方向6、安全な大気環境や身近な生活環境の保全でございます。微小粒子状物質（PM2.5）の濃度については、目標達成済みですが、さらなる改善を目指し、次期計画でも引き続き指標としております。

現計画の環境コミュニケーション実施数及び大規模災害対策を組み込んだ特定化学物質適正管理手順書の提出率については、目標達成済みまたは目標達成見込みであるため、次期計画では化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数としております。

また、現計画の環境大気中の石綿濃度1本パーリットル以下の維持につきましては、状況が安定的に維持されていることから、解体現場の対策がきちんととられているかを確認する指標として、建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度1本パーリットル以上の現場数としております。

なお、現計画の指標、公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加者数につきましては、目標達成見込みで事業目的を達成したため、終了としております。

次に、施策の方向7、経済との好循環と環境科学・技術の振興でございます。現計画の環境ビジネス関連セミナーの参加企業数につきましては、今後は環境分野のSDGsを推進するという視点で事業を進めていくため終了とし、次期計画では環境SDGs関連セミナーの参加企業数としております。

現計画の指標、環境科学国際センターの共同研究数につきましては、共同研究以外の重要な研究を含めた指標として、次期計画では研究成果の発表件数に変更しております。

また、環境分野における海外との交流者数については、海外交流に引き続き取り組むことが必要であることから、次期計画でも継続としております。

最後に、施策の方向8、地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりでございます。現計画の指標、地域清掃活動団体の登録数につきましては、団体の活動が重要であることから、引き続き次期計画の指標としております。

また、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数及び環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数につきましては、環境学習を各地域で展開するための基盤の提供に県の役割が変わったため、次期の計画では環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数としております。

また、現計画の指標、環境科学国際センター利用者数につきましては、環境意識の啓発を図る場の利用状況を見る指標として継続としております。

最後の指標になりますが、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数につきましては、県内全域でコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を踏まえた埼玉版スーパー・シテ

イプロジェクトに基づくまちづくりが進むことを目指し、設定した指標でございます。

説明は長くなりましたが、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

ただいま小委員会から環境基本計画の策定についての審議経過を御報告いただきました。本当に非常に細かいところまで御審議いただきまして、まずは小委員会の皆様、どうもありがとうございます。

それから、多くのことを限られた時間に御説明いただきまして、大山課長、どうもありがとうございます。

それでは、これから約1時間弱でしょうか。御意見、それから御質問をお願いいたします。順次、挙手をいただければと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

ちょっとお待ちください。それで、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長だけではなくて、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。皆様から御質問等をいただきたいので、コンパクトに御質問等をお願いいたします。

では、田口委員、お願いいたします。

○田口委員 ありがとうございます。

次期環境基本計画につきましては、その大きな柱として、脱炭素社会を実現する道筋をしっかりと示すことが重要だと思います。この点については、昨年10月に菅総理が2050年カーボンニュートラルの実現を目指すということを宣言して、さらにこの4月には、その実現に向けて、2030年度の我が国の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという、環境政策としては大変画期的な目標を表明されたところであります。

これを受けて我が国の環境政策は、エネルギー政策なども含めて、現在大きく、かつ非常に激しく動きつつあります。この秋には、国の地球温暖化対策計画も改定されて、2030年度、46%の削減目標と、その裏付けとなる政策体系も明記される予定と聞いております。こうした国全体の環境政策が大きく動いているこの時期に、こちらの埼玉県環境基本計画をどういう形で策定するのかという点は、極めて重要なポイントであるかと思えます。特に両者の整合性といいますか、少なくとも両者の内容に齟齬が生じることのないよう、十分留意しておく必要があるかと思えます。

こうした観点から、本日御提示いただいた素案の中で特に問題になりますのは、施策指標1番の温室効果ガス排出の削減率の設定かと思えます。この点については、現時点では国の新しい地球温暖化対策計画が策定中で、具体的な国の政策体系も見通しにくい状況にある中で、温室効果ガスの削減目標としては、県の現行の温暖化対策実行計画では、2030年度、26%削減という水準を目標としていて、これをベースにせざるを得ないということであるかと思えますが、それで果たしてよいのかどうかという問題で、これは今回の環境基本計画で極めて重要な論点かと思えます。

今回の素案では、削減目標として令和8年度、2026年度ですが、その削減率として「24%以上」としてありますので、国の2030年度削減目標である46%と直ちに矛盾するという事にはならないかと思えます。しかし、2026年度の削減率が仮に24%程度であったとすると、国の2030年度、46%削減目標の経路からはかなりの開き、恐らく10ポイント程度の開きが生じるのではないかと考えられます。

また、この基本計画が正式に決定されるのは、年明けの2月以降のタイミングになるかと思えます

ので、その時点においては、国の地球温暖化対策計画が目指すところとは、かなりの隔たりが生じてしまうことになるかと思えます。

したがって、指標の注にもありますように、国の地球温暖化対策計画の改定後、次期環境基本計画の期間中に、この目標値を再改定するということかと思えますが、ここで考えておかなければいけないのは、そうした状況になることが現時点で明らかであるにもかかわらず、そのような対応方針で進めていってよいのかどうかという点であります。

それから、あえて付言させていただけば、そもそもこの環境基本計画は何のためにつくるのかということでもあります。この環境基本計画は、埼玉県として環境政策に関し、こういう姿を目指して、またこういう政策を進めていきますということを一一般の県民の方々に対しても強くアピールして、県民や事業者の協力を得ていく、そういう役割があるのではないのでしょうか。そうした観点からは、埼玉県が脱炭素社会に向けて目指す姿を明確にするということが、何よりも重要だと考えます。国の政策体系が明らかになったら、適宜、後追的に整合性を図ればよいというものではないと思います。とりわけ、埼玉県は人口規模や産業動向などから見ましても、47都道府県の中で先導的な役割を果たすべき立場にあるのだと思えます。

こうした点を踏まえて考えますと、この計画の対象期間である5年間の目標とする姿は、施策指標において明確に示さないといけないのではないかと思います。特にこの温室効果ガス排出の削減率については、各方面の注目度も極めて高いですので、「24%以上」というような、やや曖昧でかつ暫定的な目標として提示するのであれば、脱炭素社会への道筋をきちんと示しているのかという批判を招くおそれもあるかと思えます。県当局としては、いろいろ御苦慮されている点もあるのだろうということは重々御推察申し上げますが、以上申し上げました点も踏まえて、何らかもう一段の工夫ができないものかなという感じがいたします。

なお、この指標についてはもろもろの事情によって、現時点ではどうしても動かし難いということであれば、折衷案というわけではないですが、13ページの(2)、長期的な目標に向けた方向性、この箇所がいわば目指すべき将来像ということだと思いますので、その冒頭なりに、例えば「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量がこれまでのトレンドを上回って着実に減少しています」というような一文を加えていただきたいと思います。仮に今回は、暫定的な削減目標でいかにざるを得ないということに残念ながらなってしまった場合においても、今後速やかに本格的な削減目標を設定し直すということへの予告あるいは布石を、この計画の本文の中に組み込んでおいていただきたいという趣旨でございます。

長くなりましたが、以上、御検討いただければ幸いです。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

これは、御回答はどのように。

では、温暖化対策課長さん、お願いします。

○深野温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。

まず、私どもがこの指標で24%以上という数字を設定した経緯を簡単に御説明させていただきます。今、田口委員からお話がございましたとおり、こちらの計画をつくるに当たりまして、令和2年3月

に埼玉県地球温暖化対策実行計画をつくっております。令和2年3月ですので、国のカーボンニュートラルの動きが激しくなる前の計画でございます。その後いろいろと動きが激しくなっておりまして、この数字をつくるに当たりましては、現計画を基に2050年までに脱炭素社会の実現を旨とした地球温暖化対策推進法の改正があったということ踏まえて、目標設置をいわば暫定的にしたものでございます。現行の実行計画においては、令和8年度に約20%の削減となっております。その20%に削減率を若干上乗せする形で設定させて、なおかつ「以上」という言葉をつけさせていただいたところでございます。

私どもとしては、現在、国において見直しが進められておりますエネルギー基本計画あるいは地球温暖化対策計画との整合性を図りながら、実効的、具体的な計画をつくっていきたいというふうに考えております。計画を見直しするに当たりましては、有識者の御意見あるいは所要の手続を経る必要がございますので、この次期5か年計画、来年2月までには、その数値を固めることは極めて難しいのではないかと判断の下、24%以上という暫定的な数字を記載させていただいたところでございます。

なおかつ、早急に2030年度までの目標値を埼玉県としても固めないといけないということは、重々認識しておりますので、次期環境基本計画の計画期間中には必ず見直しをさせていただきたいという趣旨で、このような目標を設定したところでございます。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

そのほかに追加等で御説明ございますでしょうか。ございませんか。委員長、よろしいですか。

○浅見副会長 すみません。音声大丈夫でしょうか。オンラインの先生方、聞き取りにくかったら申し訳ございません。

今、田口先生から御指摘いただきました点につきましては、小委員会でも大変議論になりまして、なるべく先進的なところを書き込みたいという委員からの希望はたくさん出ておったのですけれども、なかなか数値的には難しいということでございました。今、田口先生からも御指摘いただきましたように、これまでよりも厳しくせざるを得ないことだけは、恐らく明らかというところがございしますので、ぜひ可能な限りそういった表現を入れていただけると、今の現状の文案にとどまらず、入れていただけるとありがたいなと思ったところでございます。すみません、短くて。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

小池部長、お願いします。

○小池環境部長 今の点で補足させていただきますが、こちらについては小委員会でも十分御議論いただきまして、多分最初にこちらから提案させていただいたときは、第2期計画を基にしていたので、目標値を19.9という数字で原案として出させていただいたかと思っております。可能な限り見込めるものということで、私ども見込ませていただきまして、今回24%ということで見込んで提出させていただいたところです。

今の国の46%、これについてもどう実現するのだというのが、なかなか方策が見えないのではない

かということでは言われているところかと思いますが。私どもも、全く方策が見えないのに、数字を出すということは難しいということで議論した上で、19.9%から可能な限り、これも完全に見込めるものではないけれども、精いっぱい数字として、今回24%として出させていただいたところですし、また長期的な目標というところで、今回の一番最初に温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会というのも、項目の1番として出させていただきまして、一生懸命これについて取り組みますよという県の姿勢は出させていただいたところ。こちらについては、県の総合計画の5か年計画の指標にもさせていただいているところですので、そういったところとの整合性も図りながら、また検討させていただければと思います。御意見ありがとうございました。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

私もこの目標値を挙げるのは、数字を書き換えるのは簡単かもしれないけれども、その裏づけがなければいけないと思いますので、恐らく今の数字というのは、裏づけがあつての数字だと思うのです。ですから、今後計画中にまた新たな国の方法等も参考にして、それで見直していただくという形ではあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田口委員 そういうことで御検討いただければと思いますが、将来像の表現については、少し工夫をしていただければというふうに思います。

○三浦会長 将来像、この計画案、こちらに追記するということがいかがでしょうか。何か、政策課長……

○小池環境部長 検討させていただきます。ありがとうございます。

○三浦会長 そうですね。では、追記を御検討いただくということで、よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。御意見、御質問等ございませんか。

新井様、よろしくお願いします。

○新井委員 複数ある場合は、一括して質問とか意見とか。

○三浦会長 あまりたくさんだと、皆さんの意見が……

○新井委員 凝縮します。

○三浦会長 よろしくをお願いします。

○新井委員 幾つか質問と意見をさせていただくのですが、まず資料3の17ページから廃棄物処理と不法投棄についていろいろと書かれていますけれども、この中で今年、熱海で土砂災害がありまして、あれはもしかしたら原因は土砂の不法堆積が原因だとも言われています。実は、ちょうど今年の今頃でも、県内、私の地元の秩父においても、悪質な業者による不法堆積がありまして、これが台風で崩れまして、そして川をせき止めて、民家の一部だとか田畑を浸水させました。まさに、この闘いについては、最前線で闘っていただいた元所長もこちらにおられますけれども、そんなこともありまして、土砂の不法堆積についての記載がここには見られないのですけれども、もしかしたら19ページの3行目の不法投棄というところに含まれているのか、それとも土砂の堆積には記載がないのか。もしないのであれば、それも記載すべきということと。

あと、この19ページには、不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとあるのですが、もうちょっと強い文言でメッセージ発信ができないものかと思っております。

2つ目が、14ページ、自動車のEV、PHVについてなのですが、PHVは御存知のとおりプラグインハイブリッドということなのですが、これは先進的な国、例えばアメリカのカリフォルニアとイギリスでは、2035年から販売禁止というふうになっています。当然ハイブリッドですから、ガソリンを使いますから、先進的な国ではそういう文言が入っているのですが、それについて他国ではそこまで規制はしなくても、まあまあ推進はしていないというスタンスの中で、この普及促進というところにPHVを含むのはどうなのかなと思います。

あと、ちょっと細かい話なのですが、PHVと、またPHEVという言い方があるのですが、PHVというふうに言っているのはトヨタだけなのです。埼玉県はホンダがありますから、PHEVという表記のほうがいいのではないかなというような提案です。

それから、すみません、簡単に。3つ目は、5ページのESG投資の表記なのですが、3年前、ESG投資って30兆ドル、世界の運用の総額は100兆ドルと言われていましたから、3割を超えたと言っていますが、2020年のデータでは35兆ドルを超えていると。つまり、世界の運用投資額の3分の1を超えたということなので、このことも文言に入れてもう少しアピールしてもいいのではないかな。「拡大しています」という一言だと弱いのではないかなという提案でございます。

では、この3つにしておきます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、すみません。見えません。御担当の課長様、よろしく願いいたします。

○堀口産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

1点目の新井委員から御指摘の熱海の土砂の案件を踏まえて、昨年度秩父でも確かに土砂の崩落事故というのが起きて、大変地元の方に御心配をかけたのですが、この件について記載されているかどうかというところから御説明したいと思います。

現状の環境基本計画においては、土砂を意識して書いていない状況でございます。ただ、先日の熱海の案件もございまして、埼玉県としましては土砂条例というのを制定して、現に規制をかけて、しっかり今指導等をやっているところでございますので、廃棄物と土砂というのは法律上ちょっと違うもので、どこに記載すべきかという一つ悩ましいところはあるのですが、イメージ的には資源の有効利用、それから廃棄物の適正処理の推進の項目のどこかに、土砂の厳格な指導といったような記述は入れていこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○三浦会長 2つ目は、お願いします。

○宮原大気環境課長 大気環境課でございます。

先ほどのEV、PHVの促進ということでございますけれども、もちろんそういう方向で行けると一番いいかと思っております。ただ、まだEVに関しましては、なかなか電池が発展していないという部分もあります。これは、今私どもの計画というのは、将来的には2050年を見据えるのでしようけれども、まずこの先5年、10年の話という部分で考えますと、まだPHEVを入れておくべきだというふうに考えています。

○三浦会長 政策課長さん。

○大山環境政策課長 3点目のESG投資についてでございますけれども、新井委員おっしゃるとおり、ESG投資につきましては、世界で加速度的に増加しております。そういった世界的な状況を踏まえて最新の状況を見て、ここの表現の仕方についても、委員おっしゃるようにもっとPRできるような強い表現といたしますか、工夫した表現にしたいと考えています。

○三浦会長 よろしいでしょうか。

○新井委員 はい。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、表現等を御検討いただければと思います。遠いですか。すみません。ちょっと声が小さかったようです。すみませんでした。

今、3つの御質問に対してそれぞれ御検討いただいて、本文中に反映させていただきたいと思いません。よろしくお祈いします。

では、続きまして、次の御質問等ございませんでしょうか。

袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 袖野です。よろしくお祈いいたします。聞こえますでしょうか。

○三浦会長 はい、お祈いします。

○袖野委員 すみません。会場のせいか、時々切れるような感じで、同じようなことを申し上げていたら大変申し訳ないのですけれども、まず最初にカーボンニュートラルな社会に向けてというところで、削減の目標はまだまだ物足りないというこれまで御意見いただいているところですが、小委員会でも同様の議論がございまして、今回指標のところ、国の計画が決まり次第見直すという一文を入れていただいておりますので、そこで野心的な目標をぜひ設定していただければと思います。

そのほかに何点かあるのですけれども、まず小委員会のほうでもいろいろと目標については御指摘させていただいたのですけれども、新規政策を図るための指標の設定がなかなかダイレクトに難しいと。例えば資源循環であれば、資源生産性であったり、気候変動対策であれば、再エネの普及率であったり、そういったダイレクトに埼玉県が目指そうとしている施策を図ることが難しい。なかなか指標設定が難しいということで、事務局のほうでも何度も御議論いただいていたのですけれども、今回の計画には間に合わないということなのですが、次の計画に向けてぜひ指標開発といたしますか、どうやればデータを取れるのかという点も含めて、ぜひ御検討を今後いただければと思います。

特に気候変動対策のところ、指標がすごく少なく、2つしか挙げられていなくて、大きな話であるところの排出量削減率と自動車の話だけということなので、本文のところでは太陽光の話とか、非常に分量を割いて書いていただいておりますので、例えばZEH（ゼッチ）、新規の建物をよけるZEH率であったり、太陽光を載せている率であったり、そういったものではかれないのかなとか、少しまだ思っていたりするのですけれども、そういった点も含めて政策を図るための指標設定という点について、今後ぜひ継続して御検討いただければと思います。

本文に関しては3点ございまして、施策の2の資源の有効利用、資源循環のところになりますけれども、グリーン購入の話があるので、18ページです。特に県の率先行動というところで、グリーン購入というのは非常に業界に対してもインパクトもありますし、重要な施策でありますので、

進めるというような一般的な書き方ではなくて、可能なものは全てグリーン購入を行うぐらいの強い表現ぶりにしていただくのがいいのではないかと思います。

もう一つは、サーキュラーエコノミーの考え方があまり入っていないなというような気がしています。例えばEUのサーキュラーエコノミーですと、修理する権利というのも大きく取り上げられているところなのですが、ここで言いますと17ページのごみを減らすライフスタイルの普及促進というところで、啓発に努めていくということが書かれているのですけれども、実際にごみを減らすための社会づくりというのですか、情報提供というのももちろん大切なことなのですから、例えばどういうふうに、どこに行けば修理ができるのかとか、そうした情報もぜひ入れていただくといいのではないかと思います。

最後に、30ページのアスベストのところなのですが、前回はアスベスト台帳は作成されないのかという質問させていただいたのですが、なかなか台帳作成は難しいということで、災害時のときに台帳がないと、アスベスト飛散防止に対してすぐに対応できないという懸念がある中で、建築部局と連携をお考えになっているということでした。であれば、そういったことも書かれてはどうかというふうに思います。関連部局と連携して、災害時においてもきちんと対応するというようなことを書いてあってもいいのかなと思いました。

以上になります。

○三浦会長 では、よろしくお願いします。

○深野温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。

1番目の気候変動対策の推進に係る指標の関係でございますけれども、委員御案内のとおり、地球温暖化対策推進法の改正が行われまして、県の実行計画に指標をうたい込むことが義務づけられたところでございます。先ほどお話し申し上げましたけれども、県の実行計画をなるべく早く作り直したいという作業を進めているところでございますので、県の実行計画の中で施策が出てくれば、この環境基本計画の中にも落とし込んでいきたいということを考えてございます。

以上でございます。

○三浦会長 環境政策課長さん、お願いします。

○大山環境政策課長 本文のほうの1点目のグリーン購入についてでございます。

袖野委員のほうから、現在の表現、記載につきましてあっさりしたものであるという御指摘いただきまして、確かにグリーン購入、今後も県として率先して行動するとともに、市町村に対しても協力を呼びかけるという姿勢をもう少し見せるために、表現につきましては、もう少し工夫して強い表現といたしますか、もっとアピールできるような表現を工夫したいと考えております。

以上です。

○三浦会長 もう一点、アスベスト、お願いします。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課でございます。

最後に、袖野委員から御質問のありましたサーキュラーエコノミーの関係なのですから、実は昨年度第9次廃棄物処理基本計画を御議論いただいたときにも、実は事務局としても、そういったサーキュラーエコノミーというのを我々の中でも議論した部分がございます、サーキュラーエコノミ

一というのは先生も御案内のとおり、非常に大きな概念であります。なかなか廃棄物という枠の中で収まらない概念かなというふうに思うのですけれども、私も海外の例えば修理ができるという事例までは、まだ調べてはいなかったのですけれども、少なくともこのごみを減らすライフスタイルという部分で言えば、一つはここには県の役割というのを記載させていただいておるのですけれども、実はごみを減らすためには、やはり一般廃棄物というのは市町村が処理責任がございまして、市町村がまず住民に身近なところでやっていただいて、それを県がホームページとかイベントとかで支援していると。

また、さらに国は国で、例えばそういったごみにしないための研究開発とか、そういった部分が国が担っているといったような、当然ごみを減らすためには、国なり県なり市町村なりがいろいろと関わっておるわけなのですけれども、確かに先生の御意見をいただいて、ここをもう一度見直しますと、やっぱり県の役割の部分だけ特化した形で書いてしまっているのかなと。これは、当然我々としては、国とか市町村の役割を知っているので、ここだけ抜き出してしまったのですけれども、そういったほかの関係団体の役割もこの中に表現できるように、少し広がりを持って表現をさせていただきたいと思います。

以上です。

○三浦会長 大気環境課長。

○宮原大気環境課長 大気環境課でございます。

アスベスト台帳の件でございます。小委員会のほうでも御指摘いただきました。そのときに御指摘いただきまして、早速建築部局とは、今調整を図っているところです。建築部局のほうでも、さらに特定行政庁のほうで台帳を持つような形になりますので、なかなか一気に進まないところではございますが、今調整しているところですので、記載につきましても、委員御提案いただいたように、建築部局と連携しながら対応するというような形で調整を図りたいと思います。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、担当部局で御検討いただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、次の御質問、小島様でしょうか。小島委員、よろしくお願いします。

○小島委員 よろしく申し上げます。

資料3のまず7ページ目なのですけれども、ここに国内外の環境分野の変化ということで、(4)で生物多様性について記載がありますが、今年COP15がありますので、もうちょっと先にその話題も付け足したらいいのではないかと思いました。それが1点と。

次に、13ページ目なのですが、13ページ目の施策の方向の気候変動対策の推進の部分で、(2)の一番下の行なのですけれども、「太陽光発電施設は、地域住民の理解を得て、地域の環境と共生した設置が進んでいます」ということなのですが、これは小委員会で意見を出させてもらいまして、修正させていただいてありがたいのですけれども、もう一步といいますか、「環境」という言葉も結構捉え方が広いので、できればここは「地域の環境及び生物多様性を損なわない施設の設置が進んでいます」としたほうが、意図が明確に出せると思います。

続きまして、24ページなのですけれども、24ページの（2）の長期的な目標に向けた方向性のところなのですが、ここに「希少野生生物の保護など」とあるのですけれども、やはり希少種をはじめ、地域在来の動植物ですとか、野生動植物とすることで、普通種のことも含まれているということが分かるようにしたほうがよろしいかなと思いました。

続きまして、その下の（3）の（i）のダイヤの2つ目なのですけれども、県民による自然環境保全活動の推進の部分でも、皆さん希少種だけを守って活動しているわけではないので、「希少動植物の保全活動に取り組む団体」と書いてありますけれども、やっぱりこれは地域在来の動植物とか、希少野生動植物をはじめ、地域在来種としたほうがいいのではないかと思います。

それから、24ページの（3）の（ii）、この希少野生動植物などの保護の推進の部分なのですが、現行のものはオオタカの営巣地の調査とか、ムサシトミヨのことですとか、具体的な種名も挙がって記載がありましたので、そちらのほうがいいかなと思いました。

あと、現行の県の生物多様性保全戦略の中で、県内の希少野生動植物の指定とか、あと希少野生動植物の多くの設置について検討を進めていくという文言がありますので、整合性という意味でも、基となるこのところにも記載をしたほうがいいのではないかと思います。

続きまして、25ページ目の施策の指標なのですけれども、これも小委員会でも皆さんからも御意見が出ていたかと思うのですが、生物多様性の認知度と、あとは希少野生動植物種の新規保護増殖箇所の数ということなのですけれども、やっぱり保護、増殖も大事なのですけれども、今いるものを守っていくということが大事なので、例えばこの前のところで20ページぐらいに特別緑地保全地区とか、公有地化に関する記載があるのですけれども、それって土地が担保されることが、生物多様性向上につながると思いますので、そういった面積がどれぐらい増えていったかという数値のほうがいいのかなと思います。

あと、もう一つは、市町村の生物多様性戦略が今県内で4か所しかないのですけれども、さいたま市と加須と草加と所沢、これをもうちょっと県としても進めていくということが、結局認知度につながると思うのです。実効性のある認知度につながると思いますので、そのほうがよいかかなと思いました。

続きまして、26ページ目なのですけれども、恵み豊かな川との共生と水環境の保全の部分で、ここを前の15ページ目に気候変動対策、適応対策の推進のところ、流域治水についての記載があるのですが、その流域治水をどういうふうにしたらいいのかという具体的な部分を、この川のところに記載があるといいのかなと思いました。流域治水関連法の特定都市河川法という中で、附帯決議で明記されたことがあって、それを入れるといいのではないかなと思いました。その中で、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全または再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すべきというふうになっていますので、川のところでこういったことを記載したほうが、具体的なイメージがしやすいのではないかと思います。

私からは以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

御回答はどなたからでしょうか。みどり自然課長さんですか、よろしく申し上げます。

○河原塚みどり自然課長 みどり自然課長です。

たくさんあり過ぎているので、どこまで答えられるかあれなのですけれども。まず、7ページの(4)、生物多様性のところなのですけれども、確かに今年のCOP15が北京で開かれるというけれども、いつ開かれるかというのがまだ見えてはいないのですけれども、ただある程度その内容というのが、多量なりとも国のほうから流れてきているので、ここに今の状況を記載できる範囲で記載する方向で検討はしたいなと思います。

あと、24ページの施策の生物多様性の保全で、希少野生動植物の関係に特化していると。その中に在来種の関係もぜひ含めていただきたいというふうな御意見かと思えます。そのところは、在来種も含めた当然緑の保全には希少野生動植物ありきではなくて、まず在来種の保全、それプラス希少野生動植物ですので、在来種のそういった保全というのも非常に大事なところですので、その辺について表記できるよう検討させていただければと思います。

あと、施策指標のところ、公有地化の話の指標をどうかという話があったかと思えます。公有地化については、23ページの緑の保全面積のほうで557ヘクタールを569ヘクタールということで、この部分が特別緑地保全地区とか、公有地化とか、そういったものを増やしていこうと、そういう指標でございまして、必要であれば、それを再掲するとか、そういうことが考えられるかなとは思っています。

あと、市町村の多様性戦略の多分増加数ということをおっしゃられたかと思うのですけれども、それについてはどこまで市町村が多様性戦略、県は県の戦略があるわけですけれども、市町村はまだ数市町村しかない中で、それをどこまで増やせるかというのは不透明なところがあって、それを現状で指標とするのはちょっと困難かなというふうに私は思っております。

それから、その前に24ページで保護区の指定とか、もう少し具体的にという話があったかと思えます。委員からのお話があって、一応(ii)の希少野生動植物の保護増殖・調査・普及啓発等の実施のところ、保護すべき種や保護区の指定等に係る調査と、保護区をどれだけ増やすとか、増やすべきなのか、そういうところは議論がまだ県のほうでも出来ている状況ではないので、現状では「保護区の指定等に係る調査」というところの表現にとどめるしかないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 エネルギー環境課長でございます。

13ページ、地域の環境に生物多様性の文言を加えていただきたいという御意見でございましたけれども、例示の一つとして検討してまいります。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

はい、お願いします。

○山井水環境課長 あと1点、グリーンインフラの関係の記述を、この恵み豊かな川との共生、水環境の保全のところの記述をしてはどうかという御意見があったかと思えます。

ここでは、水循環の健全化という視点で記述がございまして、「グリーンインフラ」という文言は、本文ですと緑のほうに出てくる部分がございます。この辺り、どこかに記述できるのであれば、どこがいいかというところも含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

以上でしょうか。多々の部署にまたがっていると思いますけれども、各担当部署で御検討いただくということでもよろしいでしょうか。小島委員、たくさんのごことでしたので、文書で改めて御提出いただいたほうが間違いないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、御担当部署の方、検討お願いいたします。

次は、横田委員、お願いします。

○横田委員 すみません。12ページの立てつけに関して、生物多様性の観点から1つだけコメントさせていただきたいと思っております。

目指す長期的な目標の2番、自然共生社会づくりというところがありますけれども、3、4、5、6がこれに該当するというので、基本的に生物多様性が自然共生社会の軸だと思うのですが、まず並びがみどりから始まるというところが、どういう目的があつてここに置かれているのかが読み取れないのですが、基本的には生物多様性の保全というものがまずあつてから、みどりの保全、創出であるとか、川の話、水の話というふうになるのがよろしいのではないかというふうに思います。

と申しますのも、生物多様性、国家戦略も今見直しに向けて動いていまして、そこでまず第一に語られるのは、個々の生物であるとか、個々の環境ではなくて、生態系の保全再生という観点です。これは、非常に今現在生物多様性の保全のところの4章が、野生生物の保護管理に関することに特化していて、これが少し生物多様性と表現するには矮小化されていないかというところが、非常に懸念しております。表現のところの修正でも何とかなるかもしれませんが、野生生物の保全と適切な管理と置き換えると、やはり生物多様性に関してきちんと前段に置いて、環境の多様性をまずどのように保全したり、創出したりしていくのかという観点で、3番、4番というふうになっていくのがいいのかなというふうに思った次第です。

ですので、4番のところでは生物多様性というふうには称しているものは、実は野生生物の保護管理の話だけではないかというふうに感じているところがあります。もし生物多様性としてまとめられるのであれば、きちんと4章のところは、みどりの側からの保全地域の話であるとか、川や水循環の観点からの生態系の保全という観点を、ここに入れ込むべきではないかなというふうに思います。その点について御意見等いただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○三浦会長 政策課長、お願いします。

○大山環境政策課長 横田委員から、今、自然共生社会づくりの中の一番下の施策の方向の順番ということで、まずは生物多様性が先ではないかという貴重な御提言いただきました。事務局として、この生物多様性をまず前段に持つてくることについてしっかり検討して、記載について工夫して検討したいと考えております。

以上です。

○三浦会長 ほかによろしいですか。横田委員、よろしいでしょうか。

○横田委員 せっかく県の保全戦略のほうでは、まとまりとかつながりというような目標設定がされておりますので、あまり環境ごとにぶつ切りにしないように、生物多様性を最初に論じていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○三浦会長 では、よろしくお願ひします。

では、次の御質問、町田委員でしょうか、よろしくお願ひいたします。

○町田委員 よろしくお願ひします。1点お願ひします。

気候変動対策の推進に関するところで、資料3の14ページになります。資料3の14ページの28行目、運輸部門における環境配慮の推進のところになるのですが、30行目に「自動車を多数使用する事業者」に電動車の導入を働きかけるとともに」とあります。そして、34行目のほうにも、「一定台数以上の自動車を使用する事業者」にCO₂の排出量や低燃費車の導入目標の設定等を求めるとともに」とありまして、こちらの資料3の中では、特に事業者のほうに行動を促すような書き方になっているのですが、それに対して参考資料1のほうの次期環境基本計画における指標についての1番、気候変動対策の推進に、「新車販売台数における電動車の割合」とありますが、こちらの新車販売台数における電動車の割合が特に乗用車に限られております。

事業者に対して行動を促すのであれば、ここの指標としては商用車の電動車の割合ということが重要になってくるのではないかと思うのですが、そこのところで、特にここで乗用車の販売台数における電動車の割合と限っているところに、ちょっと整合性がないのではないかと感じたのですが、そこのところで特に商用車ではなくて、こちらの指標のほうでは乗用車の販売台数における電動車の割合というふうに限定している理由などもしありましたら、お聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○三浦会長 よろしくお願ひします。

○宮原大気環境課長 大気環境課でございます。

こちらの表現につきましては、実は事業者という表現をしている部分につきましては、これは地球温暖化対策条例でも、事業者向けに低公害車であるとか低燃費車の導入というのを求めていますので、そういう部分から事業者を特出したような形になっております。それに対して、指標のほうの乗用車ですが、こちらは正直申し上げて、今のところ電動車には乗用タイプしか残念ながら選べるような車がないです。今後、商用タイプのもので出るというふうには伺っていますけれども、現状、乗用タイプのものでしかないものですから、一応指標のほうは乗用車という書き方をしております。

ただ、委員おっしゃるように、自家用車に対しての記述がちょっと不足している部分もあるかもしれませんが、そこについては書き方を工夫したいと思います。

以上です。

○三浦会長 ありがとうございます。

町田委員、よろしいでしょうか。

○町田委員 はい、よく分かりました。

目標の根拠にしている国のグリーン成長戦略のほうにおいて、こちらのほうでは特に小型商用車に

おける目標とかも定めておりますので、なおその辺のところも参考にさせていただきながら、特に事業者と一般の県民のほう、事業者でないものも使うところというところの切り分けも、分かりやすいように書いていただきながら示していただけると、大変いいかなと思いました。ありがとうございます。

○三浦会長 ほかに御質問。

権守委員、お願いします。

○権守委員 ありがとうございます。

1つだけ質問をしたいのですが、資料3の19ページです。中ほどに廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成というところで、3行ほど表記がありますけれども、御案内のとおり今回の昨年からコロナ禍の中で、特にこれまで日常生活の中で欠かすことのできない一般廃棄物処理の方々は、本当にコロナがなくても暑いとき、寒いとき、ほかの業界も天候関係なく大変な御苦労されている業界もたくさんありますけれども、特に今回コロナ禍でこういった計画をつくるタイミングですので、この表現が「エッセンシャルワーカーとしての役割を果たす一般廃棄物処理」のと、さらっと書いているのかなというふうを受け取れまして、もう少し表記をプラスして、称賛するとか、そんな雰囲気ちょっと工夫してプラスしていただきたいなというふうに思います。可能であれば、検討いただきたいというのと。

あとは、これまでも優れた取組の表彰等を行っているのも承知はしておりますけれども、今回特に脚光というか、注目を浴びているエッセンシャルワーカーの一つの業種ですので、できることは限られるかもしれませんが、またさらに工夫した優れた取組の表彰等を検討いただければというのが、日々一般廃棄物の事業所さんといろんなお話を聞く中で思いましたので、御検討いただければというふうに思いました。

以上です。

○三浦会長 お願いします。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課です。

ただいまの御意見、御提案を踏まえまして、表現等について工夫していきたいと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○権守委員 はい。

○三浦会長 では、よろしくをお願いします。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

鮎澤委員、お願いします。

○鮎澤委員 すみません。34ページの施策の方向8のところ、(1)のところなのですが、「コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります」とあるのですが、これから2025年から40年までの間に超高齢社会が進んでいって、地域包括ケアシステムというのも一つ課題にあると思うのです。それをリンクさせたような言い回しを付け加えていただけると、ここの地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりというふうにならうまくなるとは思わないかと思うのですが、よろし

くお願いします。

○三浦会長 はい。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。

埼玉版スーパー・シティプロジェクト、実はこれとは別に基本的な考え方というまとめたものがございます。そこでは地域包括ケア的な視点もきっちり入っているのですが、すみません。ここは行数の関係も含めて、いろんな要素を実はプロジェクトは持っているものですから、地域包括ケアと具体的な言葉までは入れておりませんが、今の点も含めまして文について検討してまいります。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。それでは、よろしくお願いします。

ほぼ時間になりますが、どうしてもという御質問等ございますか、今。

どうぞ、お願いします。

○梶田委員 資料の25ページなのですが、この11行目に野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施とありますが、現に鳥だけではなくて、イノシシの豚コレラの対応もしているわけですから、具体的な事業として野鳥ではなく、もしあれば野生鳥獣というふうにして、インフルエンザ、豚コレラの関係が両方網羅できますから、現にやっていることですから、入れておいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

○河原塚みどり自然課長 みどり自然課長です。

豚コレラの関係は農林部のほうで所掌しているもので、農林部と調整させていただければと思います。

○梶田委員 はい、分かりました。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

ほぼ時間になりましたが、委員長、何かございますでしょうか。お願いします。

○浅見副会長 ありがとうございます。

今日も小委員会の委員のほうからも、いろいろより積極的にという御意見ございまして、ありがとうございました。本日御出席の委員の先生方もそうですし、パブコメされてよりいいものになるというと思いますので、よろしく願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

ほぼ時間になりましたので、たくさんの御意見いただきましてありがとうございます。この後、またお読みになっていただいて、御質問とか御意見、追加等ございましたら、8月5日、木曜日までに事務局宛てにメールでお送りくださるようお願いいたします。

県におかれましては、今後、次期環境基本計画の案の検討を進められる際には、ぜひ小委員会報告と本日の審議会での議論、追加の御意見等を踏まえた検討をお願いいたします。

予定しておりました議題は、これで終了いたしました。

最後に、委員の皆様より何か御発言がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

リモートで参加の委員の皆様、ございますか。ございませんか。

(発言の声なし)

○三浦会長 よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、令和3年度第1回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は、御協力どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会（赤松） ありがとうございました。

以上をもちまして令和3年度第1回環境審議会を閉会させていただきます。

なお、第2回、次回の環境審議会につきましては、9月16日午前中を予定しております。よろしくお願いたします。

本日はお疲れさまでございました。

午後 3時26分閉会